

本来 志 加入



農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書

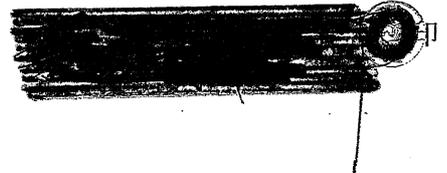


平成 21 年 9 月 7 日

(あて先) 松戸市農業委員会会長



届出者



下記により農地を転用したいので、農地法第4条第1項第5号の規定により届出をします。

1 届出者の住所及び職業	住 所				職 業				
	[Redacted]				[Redacted]				
2 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名、住所	土地の所在	地 番	地 目		面 積 m ²	土地所有者		耕 作 者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	[Redacted]	[Redacted]	畑	畑	330	[Redacted]	[Redacted]		
		以下空白					7		
	計 330 m ²		(田 m ² 畑 330 m ²)						
3 転用計画	転用の目的	馬 車 場							
	転用の時期	工事着工時期	平成 年 月 日 後理後						
		工事完了時期	平成 年 月 日						
転用の目的に係る事業又は施設の概要	周囲は杭で囲い、申請地は砂利と土を展圧して駐車場として使用する。駐車台数は7台を計画している。 取水施設は設けず、排水についても自然浸透とし、排水施設は設けない。								
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	隣接地は、公道・宅地・駐車場で囲われており、農地は隣接におきません。従って農地作物等への被害はありません。								

- 記載注意 (1) 個人が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- (2) 関係者が法人である場合には、届出者はその名称及び代表者氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載すること。
- (3) 土地の所在等の記載欄が足りない場合は、別紙に同様の記載欄を作成してそれぞれ届出書に添付すること。
- (4) 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入すること。



受理通知書

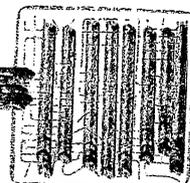
平成 21 年 9 月 7 日

第 〇 号の 〇 〇 〇

届出者名



〇 〇 〇 農業委員会会長



平成 21 年 9 月 7 日付けで届出書の提出があった農地法第 4 条第 1 項第 5 号の規定による届出についてはこれを受理し、平成 21 年 9 月 7 日にその効力が生じたので、農地法施行令第 1 条の 9 第 2 項の規定により通知する。

1 届出者の 氏名、住所	氏 名		住 所		
	〇 〇 〇 〇 〇 〇		〇 〇 〇 〇 〇 〇		
2 土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び設定又は移転の別	土地の所在	地番	地 目		面 積
	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 番	登記簿	現況	
	以下余白		畑	畑	330 m ²
計	330 m ²	(田	m ²	畑 330 m ²)	
3 届出書が 到達した日	平成 21 年 9 月 7 日				
4 届出に係 る転用の目的	馬駐車場				

- 記載注意 (1) 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載すること。
- (2) 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付を記入すること。
- (3) 「3届出書が到達した日」は、農業委員会が届出書を受理した日とする。

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成11年2月25日	地図番号	余白	
【不動産番号】		[REDACTED]				
【所在】	松戸市古ヶ崎字下中通			余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】	町反畝	歩 ^(坪)	【原因及びその日付】	【登記の日付】
[REDACTED]番	田	⑩	306		余白	余白
[REDACTED]番	畑		330		昭和45年7月4日土地改良法による 換地処分	昭和45年7月28日
余白	余白	余白			余白	昭和63年法務省令第37号附 則第2条第2項の規定により移 記 平成11年2月25日

【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	昭和●●年●●月●●日 第●●●●号	昭和●●年●●月●●日相続	所有者 [REDACTED] [REDACTED] 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規 定により移記 平成11年2月25日
2	所有権移転	平成●●年●●月●●日 第●●●●号	平成●●年●●月●●日相続	[REDACTED] [REDACTED]

【 権 利 部 (乙 区) 】 (所有権以外の権利に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原 因】	【権利者その他の事項】
1	根抵当権設定	昭和●●年●月●●日 第●●●●●号	昭和●●年●月●日設定	極度額 金●●●●●万円 債権の範囲 消費貸借取引 売買取引 当座貸越取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 ●●●●● ●●●●● 根抵当権者 ●●●●● ●●●●● 共同担保 目録●第●●●●●号 順位10番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	昭和●●年●月●●日 第●●●●●号	昭和●●年●月●●日変更	極度額 金●●●●●万円 順位10番付記1号の登記を移記
2	根抵当権設定	昭和●●年●月●日 第●●●●●号	昭和●●年●月●日設定	極度額 金●●●●●万円 債権の範囲 消費貸借取引 売買取引 当座貸越取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 ●●●●● ●●●●● 根抵当権者 ●●●●● ●●●●● 共同担保 目録●第●●●●●号 順位11番の登記を移記
3	1番根抵当権抹消	平成●●年●月●●日 第●●●●●号	平成●●年●●月●●日解除	順位17番の登記を移記
4	2番根抵当権抹消	平成●●年●月●●日 第●●●●●号	平成●●年●●月●●日解除	順位18番の登記を移記

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

全部事項証明書 (土地)

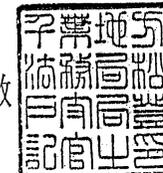
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年2月25日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成21年9月4日
千葉地方法務局松戸支局

登記官

佐久間 徹

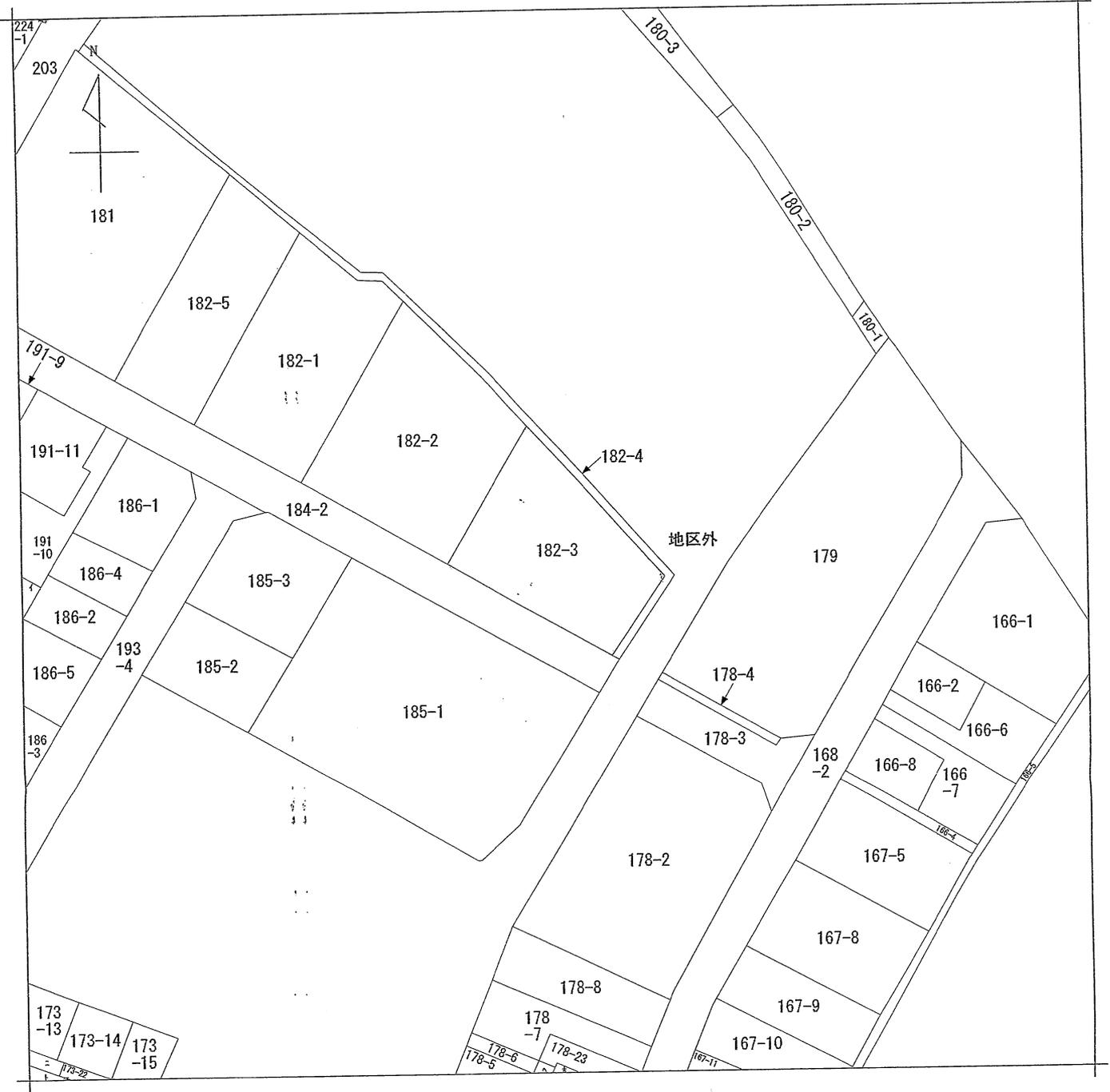


* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D87350 (1/1)

3/3

イ 191-7 ホ 178-11
 ロ 225-5 ヘ 178-22
 ハ 231 ト 173-17
 ニ 173-21 テ 173-18



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部	所在	[REDACTED]				地番	[REDACTED]	
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成21年9月4日
 千葉地方法務局松戸支局
 登記官

申請番号：3-11
 (1/1)

佐久間徹



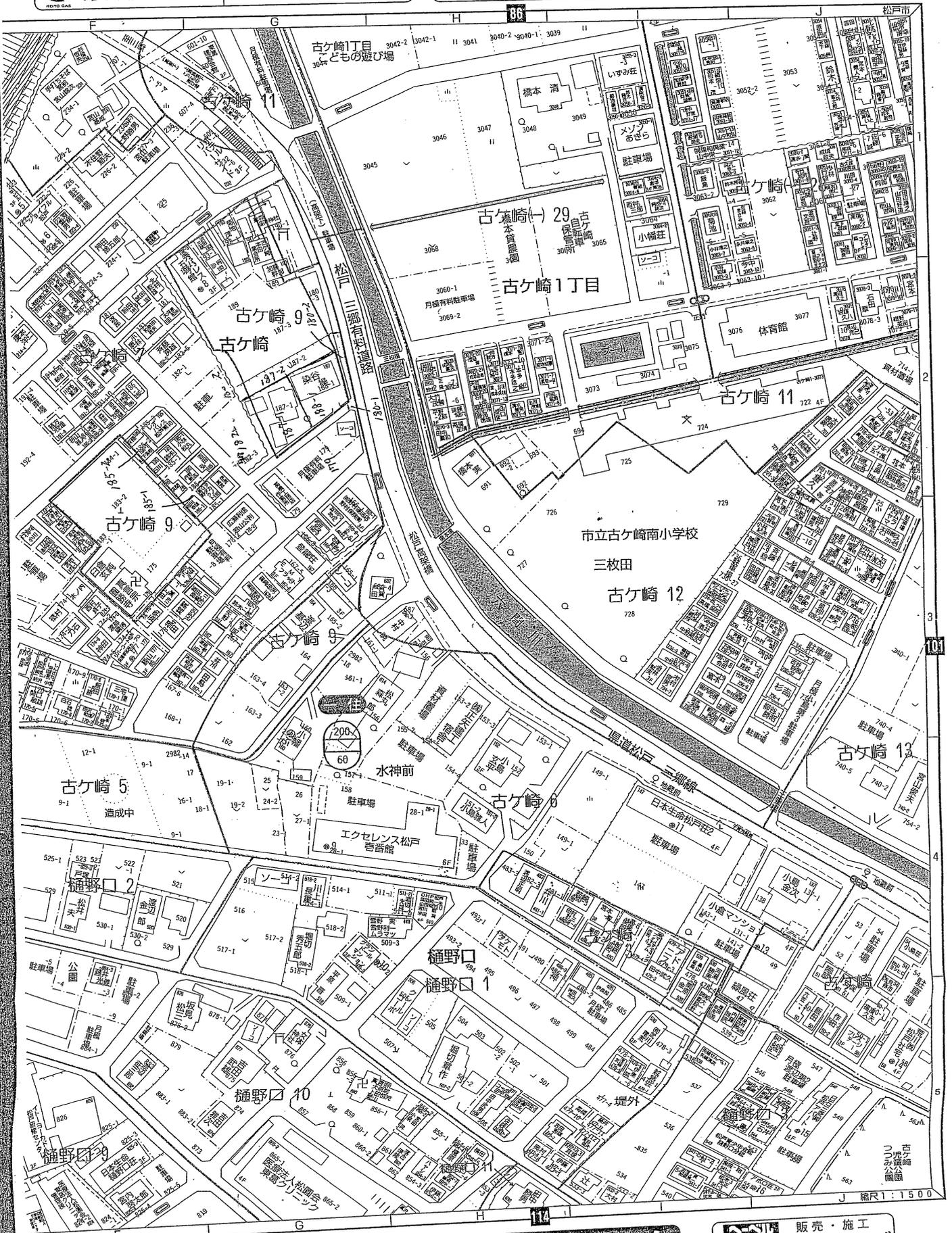
京葉ガス

松戸支店(松戸市役所前)
TEL (047) 361-0211

不動産の事なら 任せて安心
林有田商店 不動産部
松戸市本町4-11 TEL 047(366)2711

浄化槽販売施工管理 流山市上下水道指定工事店
ノムラ化成工業(株)
流山市南流道6丁目23番地05 ☎(0471)59-5134(代)

86	87
100	101
114	115



大日本リバー
松戸市西馬橋蔵元町183
TEL 047-349-2929

LYELL 大日本建設
松戸市西馬橋蔵元町183
TEL 047-345-0707

五輪ホーム
松戸市西馬橋蔵元町5
TEL 047-346-5500

販売・施工
株式会社 勤工プレハブ
〒271-0064 千葉県松戸市上本郷2760-3 ☎047(368)6171(代)

委任状

千歳縣松戸市二十世紀が丘荻町115番地の6
住所 小松原事務所
氏名 行政書士 小松原修昭
TEL 047 (364) 8118代
FAX 047 (364) 8544

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任する。

1. 下記の土地に関する農地法第4条第1項第5号の規定
による届出及び回復通知書受領に関する一切の行為。

記

[Redacted]

平成 21 年 9 月 5 日

[Redacted]

